

最高裁秘書第 578 号

令和 3 年 3 月 3 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記 1 の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記 2 の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習企画運営システムに基づき作成された以下の文書（直近に作成されたもの）

ア 司法修習生の成績管理のために印刷した文書

イ 司法修習生に関するデータ分析のために印刷した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和 2 年 3 月 24 日付け（同月 26 日受付）

2 答申番号

令和 2 年度（最情）答申第 41 号

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）